



令和6年8月2日

北海道運輸局自動車交通部

## タクシー運賃改定手続きを開始します ～札幌B地区・北見B地区～

標記地区の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に最初の運賃改定申請がなされました。その後、運賃改定申請手続きに必要な、同地区の法人タクシー事業者が、保有する車両の7割を超える運賃改定申請がありました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※)の適正利潤を含む収支率が100%を下回ったため、運賃改定手続きを開始することが必要と判断いたしました。

今後の手続きに当たっては、原価計算を行った上で、新たな運賃を公示いたします。

※車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

本発表に関する問い合わせ先

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・菅野

TEL: 011-290-2742



## 北見B地区

### 1. 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数 (A)	地区車両数 (B)	申請率 (A÷B)
25者	9者	129両	182両	70.88%

### 2. 運賃改定申請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請	1.4km	750円	276m	90円	1分40秒	90円
	1.4km	810円～680円	211m～267m	80円	1分20秒～1分40秒	80円
現行	1.4km	610円	285m	80円	1分45秒	80円

### 3. 運賃改定実施状況

令和2年2月1日 改定率8.14%

### 4. 適用地域

常呂圏、網走市、美幌圏、斜里圏、  
紋別市、西紋別圏、遠軽圏

### 5. 実施時期

令和6年冬頃を予定

